

子どもと暴力

五十嵐二葉

<キーワード>

子どもへの暴力 虐待 子どもの暴力 少年非行 社会による暴力 被虐待体験 暴力の世代連鎖 修復司法

<要旨>

最近、子どもがさまざまな方向から暴力を受ける傾向が強まっている。親による子どもの虐待数が増加し、悲惨な致死事例が多いなど質も悪化している。池田小学校事件などのように無関係な他人からの理由ない殺傷の対象にもされる。また物質文明、技術と利潤優先、偏差値優先教育によって子どもは勉強に意欲を失い、塾通いなどで年代の異なる多数の子どもと体を動かして遊ぶ機会もなく、家の中でひとりでパソコンゲームやテレビで過ごして心身の健康を失い、大人の商業主義によって、ポルノ、麻薬、売買春に冒される。諸種の暴力を受けて深く傷ついた子どもは、受けた暴力を非行として社会に返す。諸調査は、被虐待体験が虐待・非行・犯罪を生む世代連鎖と、社会の在り方が少年非行と深く関わっていることを示している。

少年非行は戦後4度目のピークに向かい、かつて知らなかった変質をとげている。まず、学校に向けられた子どもの暴力は、警察と学校の連携によって制圧され、家庭内に向けられて特に母親への暴力となり、ついで同じ子どもどうしに向けられていじめとなつた。次第に弱い者に向けられ、日常化、陰湿化する一方、突然暴発してこれも池田小学校事件のように無関係の子どもや弱者に向けられる。

虐待や子どもの非行を防止するためには、厳罰などの押さえ込み手法ではなく、発想を転換して、修復司法などの新しい手法を大幅に取り入れる必要がある。さらに、より根本的に、事後処理型の発想には限界があることを知って、虐待者や非行少年を生まないための社会のありかた自体の変革をすることが不可欠である。

I. 子どもが暴力を受ける

1. 家庭の中で子どもが暴力を受ける

(1) 子どもへの「虐待」の増加

最近、「児童虐待」という言葉が、かつてないほどひんぱんにマスコミに登場している。

「児童虐待」「子どもへの虐待」という言葉は、子どもに対して加えられる暴力のうちでも、両親など本来その子どもを保護すべき立場の人（「保護者等」）などの用語を持ちいるべきなのだろうが、本稿では「親の役割をするべき大人」という意味で以下「親」の語を用いる）から加えら

れる暴力という意味で用いられている。

最近メディアで「虐待」が目立つのは、それが急増しているという統計と、暴行の結果子どもを死なせてしまうといった深刻な事例が次々と起こっているからである。

子どもへの虐待は、その多くが家庭を舞台として起こる。無力な子どもにとって絶対の安全を保障する場所であるはずの家庭が逆に加害の場になり、その人生で初めて出会う「人間」であって、人生の始めに、絶対の愛を保障し、人間に対する愛というものを教える人であるはずの家族が、逆に恐ろしい加害者になるという、こういう事

態が急激に増加している状況は、21世紀の家族像に幾重にも暗雲を投げかける。

まずは子どもが直接受ける被害の深刻さである。

子どもへの虐待は、被害者が幼くて無力であり、外部に訴えることができないので、致死などの犯罪にあたる結果に至ったもの以外は、なかなか事実が表に出ない。

これまで統計もなかったが、今年5月、厚生労働省がモデル地域の実態調査から推計して身体虐待だけで年間約3万件と発表した。この数字は年間1万件を越えるとしていたこれまでの児童相談所の把握数(その数自体この10年間で約10倍に増加)の3倍であった。

日本法医学会は、90年代の虐待致死例の報告実数は443、推定総数は600で80年代の3倍と発表した¹⁾。

一方、警察庁は、全国の警察で今年1~3月に摘発された児童虐待事件は昨年同期より30%増で過去最高数だったと発表した。子どもへの虐待事例の増加傾向は増すとしても当面減ることは予測できない。

まずその実態を報道や調査結果などから見ていこう。

なお「虐待」は、致死に至るものから、より軽度のものまで、子どもに加えられる暴力であって、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、必要な保護を与えないネグレクトの4形態を含めた概念として用いられており、本稿もこの用語に従う。

(2)ここ半年ほどの子ども虐待致死事例

1. 21歳の父と22歳の母が3歳女児を「発達が遅れていると思い竦ましくて」段ボール箱に閉じ込めて餓死させた。
 2. 27歳の母と30歳の父が3ヶ月の男児に熱湯をかけ、乳を与えず死亡させた。
 3. 母の交際相手の25歳の男が自分になつかない4歳児を腹を蹴る等で死なせた。
 4. 38歳の男が妻の連れ子の1歳3ヶ月の男児が泣き出したことに腹を立て、両足を持って畳にたたきつける等して死なせた。
 5. 32歳の母と同居する29歳の男が、7歳の女児が「赤飯を盗み食いした」と畳の上に落とす等して死なせた。
 6. 33歳の母が「出生時の体重が少ないので何か障害がある」と生後52日の女児の首を絞めて殺した。
 7. 55歳の父が8歳の娘がドラ焼きを食べたとして木につるして死なせた。
 8. 78歳の曾祖父が3歳の男児に八つ当たりして物干し台のフックに顔をぶつけて裂傷を負わせ5人の家族もその子を放置して衰弱死させた。
 9. 37歳の警察官の妻が預かっていた4ヶ月の女児が泣きやまないと腹を立て床に放り投げ死なせた。

これらの事例は致死の結果から、異常な「親」による突出した事例であるかのように考えられ、報道されるが、実はあとに述べる「親による虐待」の型そのものにすぎない。言い換れば、急増している「親による虐待」はすべて・

歩間違えば、取り返しのつかない結果になる危険を含んでいるのである。

(3)「親」はどのようなとき虐待者になるのか

子どもはなぜ、どんな原因で「親」から暴力を受けるのだろうか。1996年の全国175箇所の児童相談所からの2,061件の事例報告を分析した調査結果²⁾（以下「全児相調査」と略）、99年10、11月に東京都（島しょ部を除く）に居住する満6歳以下の子を持つ母親をランダムサンプリングによって抽出して行った調査³⁾（以下「センター調査」と略）、91年3月から1年間に全国535の養護施設に入所してきた者の中の被虐待児についての調査⁴⁾（以下「養護児調査」と略）、それに研究者の分析などによって考えてみよう。

a 虐待者の年齢は若い世代が多い

虐待者の年齢は、「全児相調査」で多い順に、30台が30.6%、20台が29.1%、40台が22.3%、50台が4.8%、10台が2.4%で、60以上となると1%もなくなる。上記7の致死事例も同じで、10台が少ないのは、まだ子を持っていない者が多いということもあるだろうが、30台がピークで20台がこれに続き、40台まででほとんどを占めてしまうというこの数字を見ると、虐待者が若いための無思慮という要素もあるだろうが、それよりも、虐待する親が体力があり、子どもはまだ幼く、体力、知識や社会的能力のどの点でも虐待者が優勢で、子どもは抵抗できない時期に虐待が行われていると考えるべきだろう（事実低年齢ほど虐待を受けていることは後記）。

b 虐待者の就労状態

「全児相調査」では、虐待者のうち、定職に就いている者は29.8%で、全体の1~3割にすぎず、無職が23.0%、家事専従19.9%、転職が多い13.9%、パート8.8%と、不安定な就労状態にある。

c 虐待者の生育歴

「全児相調査」では、虐待者の生育歴は、判明したもののうち、特になし29.1%、ひとり親家庭24.1%、被虐待体験23.1%、両親不和15.7%だが、性的虐待では、特になし45.2%、ひとり親家庭26.2%に集中しているという（ただ以下のc項、d項とともに不明が全体の44%を占め限られたデータである）。

d 虐待者の被虐待体験

「全児相調査」の虐待者の被虐待体験では、生育時に自ら身体的虐待を受けた者が、主たる虐待者で60.0%、従たる虐待者で82.4%ときわめて高い割合になっている。またこれを前回の調査(85年)と比較すると、集計の表現に違いがあるが前回=ネグレクト、身体的暴行、心理的虐待、性的暴行、今回=身体的暴行、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待

と、今回は身体的暴行が最多だったことが目立つという。

e 虐待者の被虐待体験と自らする虐待の種類

「全児相調査」によれば、虐待者の被虐待体験と自らする虐待の種類には明白な相関性があり、身体的虐待をする虐待者の76.1%、ネグレクトをする虐待者の56.6%、心理的虐待をする虐待者の73.3%は自分も同じ被虐待体験を持つ。性的虐待者のみは他の3種の虐待を受けた者が各50.0%ずつであったという。

f 虐待につながると思われる家庭の状況

「養護児調査」では「虐待する親の90.4%が何らかの問題行動・生活困難を抱えていた」としている。

「全児相調査」は「虐待につながると思われる家庭の状況」という調査項目を設けており、10.1%の不明を除く被虐待児の家庭状況を以下のように分析している(複数回答)経済的困難44.6%、親族、近隣者、友人から孤立40.4%、夫婦間不和28.6%、ひとり親家庭27.8%、就労の不安定24.1%、他の家族間の葛藤13.8%、劣悪な住環境12.5%。

g 虐待者の心身状況

「全児相調査」は虐待者の心身状況について、主たる虐待者、従たる虐待者の別に分析していく、精神病またはその疑い」から「アルコール依存」までほぼ10%ずつで分布しているなかで「性格の偏り」が、主たる虐待者で40.1、従たる虐待者で32.1%と最高値を示しているが、「特に問題なし」が次に高率で、主たる虐待者で23.1、従たる虐待者で29.2%である。

h 虐待者は実親、そして実母が最も多い

致死事例でも母の交際相手や結婚相手など他人による加害もあるが、その場合でも実親がそれを黙認あるいは協調しているし、全体の数としては実親だけの加害の方が多い。「全児相調査」でも、虐待者(この調査では虐待者を主たる虐待者と従たる虐待者に分けて分析している。以下の引用は紙数の関係で特に断らない限り主たる虐待者についてである)は身体的虐待で、実父母41.4%、実母のみ22.9%、心理的虐待で実父母35.6%、実母のみ29.7%、ネグレクトで実父母38.1%、実母のみ36.9%、性的虐待でも実父母33.7%、実母・繼父(同居男性を含む)26.3%、実父のみ18.9%と、いずれも合計すると実母が最も多数になる。「養護児調査」でも実母53.0%、実父27.8%である。

i どのような母が虐待者になるのか

「全児相調査」は、上記したaからeの分析とfの分析とのクロス分析を記載していないので、最大数を占める虐待者である実母に、どのようなファクターが重なったとき「虐待する実母」になるのかは、aからeの分析から一般的に推測するほかない。それでも、不安定な就労状態にあ

り、生育層においても恵まれず、自身が被虐待体験を持ち、家庭の状況も虐待につながると思われるものがあるといった母が虐待者になる傾向があることは推測できる。

その点「センター調査」は上記のように母親を対象にした調査であって「一般人口での『子育て真っ盛り』の母親の虐待リスクファクターを明らかにする上で、かなり信頼できる調査となっている」と自負する(第一章本調査の目的)調査である。調査対象の母親に17項目の虐待行為についての「虐待なし」「虐待傾向」「虐待」のランクづけと以下の諸要因とのクロス分析を行い「どのような母が虐待者になるのか」を分析した。これによると虐待群、虐待傾向群に属する割合が有意に高かった母親は次のような状態にあった。

子育てに関する協力者がいない。子育てに関して批判・干渉する者がいない。夫との関係が良好でない。とくに「夫が非協力的」「よくけんかする」は、ともに虐待、虐待傾向が有意に高く、中でも「夫が暴力をふるう」では「虐待する」群は「虐待しない」の5倍に上っている。

母性意識否定のなかでも「子育てが負担」「母親として不適確」「子どもを産まないほうがよかった」という意識。無職主婦である。親自身が自分の親からの愛情を受けていない(世代間連鎖の可能性)。実家の葛藤。現家庭での葛藤。児童虐待被害者のPTSD(心的外傷後ストレス症候群)の一つとしての(子どもを叱っているときいつの間にかたたいたり、つねったりしていることにふと気づくなどの)「解離傾向」。母親の職業との関係では、フルタイム常勤群の母性意識否定は最も低く、無職主婦群では母性意識否定が最も高いとして間接的ながら、虐待との相関性があることを示している。

(4) どんな子が虐待されるのか

a 子どもの年齢

「全児相調査」では、虐待を受ける子どもの年齢は、0～5歳の乳幼児が41.5%、6～11歳の小学生が36.4%、12～14歳の中学生が14.9%、15歳以上は7.1%で、低年齢ほど虐待を受け、身体的虐待が特に低年齢に集中し中学生以上になると性的虐待が79%を占める。「養護児調査」もほぼ同じである。

b 子どもの性別

「全児相調査」では、虐待を受ける子どもは、男児がやや多い程度だが、身体的虐待、ネグレクトは男児がそれぞれ52.8%、53.7%で女児を上回り、女児は性的虐待の96%を占める。

c きょうだいへの虐待の有無

「全児相調査」では、兄弟がいることがわかった1526例

について、虐待が当の子どもだけに向けられたもの37.4%、きょうだいも虐待されたもの62.6%となっていて、当の子どもだけが虐待される原因があるものよりも、「親」の側に虐待する原因があることが大きいことを示唆している。

d 「望まれない子」

「全児相調査」の「虐待につながると思われる被虐待児の状況」中で第3位のパーセンテージを示したのが「望まれずに出生」の13.1%であった。「養護児調査」では望まれた子は19.6%に過ぎない。

e 「気の合わない子」

「センター調査」は「気の合わない子がいる」と答えたのは全体の3.6%で「いない」と答えた母親より虐待、虐待傾向が有意に強かったとする。「気が合わない」理由は「子どもの反発・反抗」18名、「思い通りに動かない・考え方が違う」9名、「自分と似ている」4名、「素直でない性格」4名、「子どもの行動」4名、「なんとなく」3名であったという。「なんとなく」を別にすれば、「自分と似ている」以外はすべて結局「思い通りにならない」の系譜と言えよう。7であげた致死事例も、「なつかない」「禁じたのに盗み食いした」「泣きやまない」なども同様で「親の思い通りの行動をしない」ことに尽きる。

f 「思うように育たない子」

「全児相調査」の「虐待につながると思われる被虐待児の状況」の項目では、「特になし」が41.4%だが未熟児・低体重児、双胎児・多胎児、出生児の退院の遅れ、身体発達の遅れや障害、精神発達の遅れや障害、病弱、が合計で42.3%にのぼっている。「問題行動あり」「性格的偏り」も、それが親の言い分であるなら「思うように育たない子」の系譜かもしれない。

前記6の致死事例の1の「発達が遅れていると思い疎ましくて」5の「出生時の体重が少ないので何か障害があるので」など「思うように育たない」のも「思い通りにならない」の一形態だが、「発育が遅れている」は、発育水準といいういわば世間相場に合わないものを「欠陥子ども」として葬り去る意識で、就学以後は「勉強ができない」になり、これも両調査の調査項目になかったが、多くの虐待事例で親の言い分として出てくる。

(5) 子どもが「親」から虐待を受ける社会

これらの調査結果から見える「虐待する親」の像は、総体として以下のようになる。

まず定職に就いている者は少なくて不安定な就労状態にある。生育暦においても、少なくとも一般よりは不幸で、被虐待体験者が過半数を越え、経済的に困難な状態にあり、親族、近隣者、友人から孤立し、夫婦間は不和で、他の家族間

の葛藤も抱え、劣悪な住環境にあるといった不幸が、平均的な一般家庭より多く、その幾つかが複合しているケースが多いだろうことが推測される。これは学者の研究¹⁰とも一致する。

虐待者の心身状況についての調査は、精神病などの心身異常の割合が一般よりは高いとしても、「性格の偏り」として集計されたものは、むしろ上記のような社会的、家庭的な困難、そしてその中で子どもの虐待を始め人間性に反する行動に出ている自身の現状に起因するものではないかとの推測もされよう。

虐待者は社会的にも家庭的にも不幸な個人であるという事実を、まず基本的に押さえておく必要がある。

虐待者は実親、そして実母が最も多い。虐待の対象である「その子」と同居し、世話をしなければならない立場、一緒にいなければならない時間の長さに正比例するという理由が第一にあるだろう。さらに母親が「子育てが負担」と感じるのは子育てに関する協力者がいない、夫が育児に協力しない、という孤立感があるからだろう。

しかし、子育てをひとり押しつけられることも含めて女、しかも「大人」の中では、社会的にも、経済的にも最も弱い専業主婦である女が、子どもにとって最大の虐待者であるという事実は、見方を変えれば次のようにならないだろうか。

現在の日本の社会は、経済的にも社会的にも強者が弱者を支配する社会である。「親」の中でも、経済的、社会的弱者が子どもを虐待する傾向は上記の調査などから見えてくる。社会的弱者として支配を受ける男は、自分が受けた不快や理不尽、つまりは社会から受けた暴力を、部下や下請けなど、自分より弱い立場の男、そして妻である女をはじめ、女一般、そして幼い子どもに振り向ける。

うっくつした気分のはけ口を夫婦の中での弱者である妻に転嫁して「けんかする」「暴力をふるう」夫になり、子を虐待する父親になる。

このうっぴんや暴力を受けられた女は、自分より強い社会や男から受けた暴力を、男がしたと同様に、自分より弱い立場の者（時には男も対象になるが）特に幼い子どもに向ける。実母が、自分の子どもに暴力をふるう交際相手や再婚相手を止められず、黙認したり、協調までしてしまうのも、男との力関係で劣るからである。

もちろん、同じような社会からの暴力を受けている男から暴力を受ける女が、すべて虐待する親になるわけではない。虐待者の生物学的な資質の問題も相対的に関係して来るわけだが、逆に、同じ資質をもって生まれても、たまたま社会的、家庭的に幸せな位置にいれば、虐待者となることなく終わる者もあるだろう。生物学的な資質は

人間には左右できない。われわれは、自ら変えることのできる自らの社会の在り方を考えたいのである。

経済的にも、社会的にも、体力的にも、強い者から弱い者へと、暴力が順ぐりに転嫁されていき、その最後の対象が、もっとも力の弱い子どもである。

このように子どもは、社会が抱える問題部分を、向かわれる暴力の連鎖のターミナルにされている。

親から暴力を受けられる子どもの特性は、分類すればそれなりにタイプ分けできるだろうが、基本的には親が「暴力をふるう親」になるにあたっての副次的な要因に過ぎないのではないかだろうか。たとえば「発達が遅い」「病弱」などの要因も、もしその親が幸福な大人であれば、かえってそのふびんな子どもを、一層愛情を込めて育てる要因にもなる。「気の合わない子」であって多くの親が、少なくとも虐待までには至らずに育てている。

さらに上記2. の致死事例で、「発達が遅れていると思い疎ましくて」5、「出生時の体重が少ないので何か障害があるのではないか」と、抹殺してしまうことを筆頭に「思い通りにならない」ものを排除する「親」には、もう一つの現代社会の危惧を感じる。今年1月に東京の中野区が実施した「児童生徒の意識調査」で「テレビゲームをやる子ほど怒りっぽい」と言う結果が出たという⁶⁾。

現代の社会には、テレビゲーム、リモコンテレビをはじめボタンひとつで自分の思うように動くものが、あまりにも多く生活の中に侵入してしまった。今、子ども虐待の最前線にいる30歳台を中心とする年代の親たちは、こうしたリモコン文化を、技術の進歩の結果の善として、無批判に受け入れた時代に子どもだった世代だ。ミルクを飲ませれば、いつでも飲む「ミルク飲み人形」を玩具に育ち、ミルクを飲まず、標準通りに育たない生身の赤ん坊にいら立つて虐待に赴く母親のリモコン思考が、諸調査の蔭から見えてくるような気がする。「思い通りにならない」子を虐待する親を作ってしまったのは、現代社会の「技術の偏重」でもあるかもしれない。

2. 子どもは社会からも暴力を受ける

(1) 子どもは社会から直接暴力を受ける

子どもは保育園から学校に行く年齢となればそこでの社会の一員となるが、その前から親を通して間接に、あるいは家庭の中に流れ込む物質や文化として、ごく幼いうちから直接社会の中で生きている。社会は個々の家庭をも包み込むいわば大きな家庭である。

現在の子どもの生きる時代は、親の時代よりも、さらに、物質文明・技術の偏重、教育の現場での偏差値偏重の弊

害が深刻化している。

昨秋東京の小学生を対象にした調査で「ほっとする時」を尋ねたところ「寝る時」が25%で、ゲームする8.4%、風呂に入る7.3%、勉強が終わる5.4%を大きく引き離し、新聞は「おやじ化」と書いた。

孰通い等のため年代の異なる多数の子と体を動かして遊ぶ機会がなく、家の中で一人テレビやパソコンゲームをする生活が脳の前頭葉9野10野の発達を阻害し、すぐにキレる子、逆に引きこもる子にするという指摘⁷⁾もされている。一方、大人の商業主義は、わいせつ紙誌・ビデオ・インターネットを無差別に売り、コインシャワー、カラオケボックス、マンガ喫茶、ホストクラブに少年少女を誘い、売買春、シンナー、麻薬、覚醒剤も金次第で手に入る。

社会はこうした暴力でが子どもの心身を spoilし、子どもは「人と物の区別がつかなくなっている」。

非行を犯して少年院に在院中の少年に社会に対する不満の原因を開いた調査では男女平均で多い順に「金持ちと貧乏との差が大きすぎる」60.3%、「若者の意見が反映されない」59.6%、「正しいと思うことが通らない」52.5%、「社会の仕組みが決まり切っている」45.3%と訴えている⁸⁾。最高裁家裁調査官研修所が今年4月4日発表した重大事件を起こした少年の生育環境等の研究結果では、少年の多くが事件前に深い挫折感を抱いたり自殺(10人中7人)を考えたりしていたという⁹⁾。子どもは鋭い感性で社会の矛盾を受け止め、心身に深い傷を負う。

(2) 子どもへの他人からの暴力の増加と変質

最近子どもが他人の理由ない暴力の犠牲になる悲惨な事件が起こっている。今年6月の大坂池田小学校での児童無差別殺傷事件はその典型だが、溯源97年の神戸で14歳の少年が小学生を殺して首を切り、校門においていた事件など、子どもが、何らの原因もなしに、ただ幼くて抵抗力のない人間であるというだけの理由で殺される。

相次ぐ報道からこうした今までとは質の違う子どもへの暴力が増えている印象を人々は持っているのではないだろうか。

池田小学校事件の被疑者は、犯行の動機がこれまでの了解を超える度合いにおいてもショッキングな事例だ。

「自衛隊の学校に入ることもできだし、職場だって結構堅いところに移ることができ……かなり能力もパワーもある人間ですよね」「女性にモテないこともないようだし、つまり動機がどこにも還元しきれない。これは犯罪者と犯罪の関係、ひいては彼と社会の関係を考える上で、新しい事態が起こってくる中、また一つ何かが塗り替わったと

いうことだと思います」と評される事件で、被疑者は、「死刑になるためにやった」と語ったと報道され、17歳で高校を中退する直前に書いたという「僕はもう疲れた精神的にもう死ぬしかない。生きていても無意味だ。生まれてから心の底から笑ったことは何回あるだろうか、俺の精神状態は狂っている、もういやだ、17年間ありがとう」という「直筆のノート」を紙面に載せた新聞¹²⁾もあった。

これらの報道が事実だとしたら、彼は自分の人生に意味を見出すことができないために死を望み、全く無関係の子どもをしかも多数、「死刑になる」手段として、殺傷したということになる。

引き続いて7月には、高速道路で手錠を掛けられた姿で死んでいた少女の事件があった。テレクラを通じ、僅か12歳の少女を「エンコウ」(援助交際)の相手とし、逃げないように手錠を掛けたのは中学教師だった。この少女は父の暴力で家庭に居場所がなかった。こうした何らかの不幸な事情を抱えた少女が街に溢れ、それを性的暴力の対象とする「少女買春」は多くの人が、最近の事例では東京高裁の判事までが、正んだ欲望のはけ口としてしている。その判事は法廷で「仕事上のストレスから」と述べたという。多くの大人も、それぞれの「仕事上のストレスから」していることだろう。

大人の、時には子どもの姿で現れるこれらの加害者を作ってしまった社会は、いわば間接に、力弱い子どもをその暴力の犠牲者にしているのである。

II. 子どもが暴力をふるう・暴力の世代間連鎖

このような暴力は、その犠牲となった子どもが直接受ける被害の深刻さとともに、被害を受けながら育った子どもが自ら暴力をふるうようになっていき、そのような形で被害を社会に返す反応の深刻さとしても重大である。

1. 家庭で虐待を受けた子どもと非行

(1) 被虐待体験と非行予備状態

われわれは「**全児相調査**」などによって被虐待体験が虐待者をつくる可能性が大きいことを見てきた。

この点を同調査によつてもう少し詳しく見てみよう。

まず、この調査では「虐待によると思われる被虐待児の身体状況」と「精神状況」の集計をしており、「身体状況」では半数近く被虐待児に打撲傷やあざが認められ、刺傷や骨折もあるなど深刻な状況があるが、ここでテーマにより深く関連する「精神状況」の方では、7割強の被虐待児に何らかの精神症状が現れている。その内訳(複数回答)は、不安・脅えが全体で31.5%、身体的虐待を受けた者では41.4%、性的虐

待を受けた者で35.5%、心理的虐待を受けた者でも40.9%、ネグレクトですら17.3%が不安・脅えにさいなまれている。

これに続いて高い比率を示すのが「反社会的問題行動」で13.7%、「非社会的問題行動」10.3%、「強い攻撃性」9.8%で、これらのいわば非行=少年犯罪の予備状態と言える状態が合わせて33.8%に上る。

被虐待児の精神状態は、被害を受けた後の時間の推移とともに、刻々と変わっていく。この調査時に「無感動や無反応」8.7%として整理された状態が、その後上記のような非行予備状態に変化していくことは十分に考えられる。筆者は比較的多く刑事事件を手がけてきた経験から犯罪を犯すようになるまでの被告人の状態を見るにつけてこれらの数値からその危険性を感じる。「うつ状態」「習癖異常」「その他日常生活に支障を来すような精神症状、問題行動」として整理された状態、「特になし」として整理された状態すら、いつ非行に変化していくかは、その時に見て見なければならないのである。

トラウマが時間的にどのように継続し、どのようなときにどのような現象となって現れるかについての十分なデータはまだできていない。

法務省法務総合研究所研究部報告「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」¹³⁾は、2000年7月17日現在の全国の少年院53施設の中間期教育課程の全在籍者を調査対象とし、有効回答2,354人を得た調査だが、実際に非行を犯して少年院に在院している子どもを、被虐待体験のある群とない群に分けて調査したところ「ある群」では「ない群」に比較して「不安定」「爆発」「自己顯示」「過活動」「偏狭」が有意に高かった、と報告している。

この調査は虐待を、身体的暴力「重度」=殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされる等、「軽度」=たたかれる、つかられる、ものを投げつけられる等、性的暴力「重度」=性交、既遂と未遂、「軽度」=体を触られる、寄りかかる、服を脱がされる、キスされる等、ネグレクト=1日以上食事をさせられない の5種類に分けて調査した。

虐待を受けたとき「あなたはどうしましたか」という項目(複数回答)があつて身体的暴力(重度)では、「やめるように、やつた」「やめてもらった」は、男子17.7%、女子35.1%とともに非常に少なく、子どもが「親」の虐待のままになっている姿が見える。

その結果「家出した」が男子56.6%、女子81.8%、「自殺しようとした」男子7.8%、女子27.3%、「自分の体を傷つけた」男子6.0%、女子32.5%、「酒を飲んだ」「薬物を使用し

た!男子25.7%、女子48.1%、等の自傷的行動、「やつあたりやいやがらせをした」男子21.1%、女子33.8%、「自分も他人に同じようなことをした」男子19.9%、女子22.1%、と、非行への入りとも言える他害行為も出ている。

性的暴力(「軽度」しか集計されていない。おそらく重度の事例がごく少数だからだろう)でも、「やめるように言った やめてもらった」は、男子27.6%、女子17.6%と非常に少なく、「家出した」が男子17.2%、女子44.1%、「自殺しようとした」男子6.9%、女子20.6%、「自分の体を傷つけた」男子3.4%、女子26.5%、「酒を飲んだ 薬物を使用した」男子3.4%、女子26.5%、等の自傷的行動、「やつあたりやいやがらせをした」男子10.3%、女子11.8%、「自分も他人に同じようなことをした」男子6.9%、女子6.9%、と、多分、虐待者が想像するよりは非常に強い反応をしている。

「ネグレクト」はこの調査では上記のように「食事抜き」なのだが、それでも「やめるように言った やめてもらった」は(男女合計の集計となっている)13.6%とやはり非常に少なく、「家出した」54.4%、「自殺しようとした」12.6%、「自分の体を傷つけた」7.8%、「酒を飲んだ 薬物を使用した」29.1%、とやはり非常に強い反応をしている。

これらの反応のいずれもが、はっきりと非行の予備段階と言える状態を示している。

(2) 被虐待体験・暴行被害体験と非行・犯罪

では実際に被虐待体験をした子どものうちどれだけの部分が非行に赴くのかの統計はされていない。

逆の方向から、現に非行を犯して少年院に入っている子どもについての被虐待体験を調べた結果である前記「少年院在院者の被害体験について」では、被虐待体験を持つ者は男子49.6%、女子57.1%で女子の方が多く、平均して半数強が被虐待体験の持ち主だった。

受けた被害の種類は男女とも「身体的虐待のみ」が多く、その「身体的虐待」の加害者は男子では実父73.3%、義父10.7%、実母12.7%であり、女子では実父42.1%、義父10.5%、実母42.1%で男女とも実父の占める比率が高い、とされている点は、実母が多いとする上記の「全児相調査」と相当に違う。

両調査はほぼ同じ時期のものであり、「全児相調査」が児童相談所の全取扱い事例の集計であり、一方は「少年院在院者」を対象とした調査であるという違いに則して見れば、虐待を受けた当時の年齢の違いが大きいだろうが、それを別にすると実親から虐待を受けた子どものうちでも、特に父親から虐待を受けた子どもが非行、それも少年院送りとなる重い非行に赴きやすいということになる。

中心課題である被虐待体験と非行との関係については在院者に対して、受けた虐待の種類(上記5分類)ごとに「その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか」と尋ねた結果を集計している。なおこの調査は、親以外の家族から受けた被害の結果を「家族被害群」、他人から受けた被害の結果を「一般被害群」として、同様の質問と集計をしている点でも非常に貴重な研究である。「その被害を受けたために非行に走るようになったと思う」と答えた者の数を以下に<「親」の虐待による—家族からの暴行 一般からの暴行>として示す。

身体的暴力「重度」では男子<45.1~17.7~21.2%>女子<60.0~51.0~22.1%>「軽度」でも男子<38.5~17.7~21.2%>女子<52.4~39.6~22.0%>になった。

性的暴力「重度」では男子は<0~0~6.6%>女子では実数が少ないこともあるが100%、「軽度」でも男子は<0~14.3~5.0%>だが女子は<60.0~29.2~18.6%>だった。

ネグレクト(他人からの被害は項目がない)であっても、男子<45.5~28.6%>女子<63.2~40.0%>に上っている。

この調査では、数字からみて同一の少年が、3種の加害主体から重複して被害を受けていることがある模様なので、在院者の何%が、他人からの暴行も含めていずれかの被害を受けたために少年院に入ることになったかの興味ある数値は出ていない。ここでは、少年が親の虐待に、他人からの暴力によるよりも倍以上の率で影響を受けているという数値だけが示されている。

おそらく、虐待行為をした「親」も、それほど深刻な影響があると考えなかつたかもしれないが、親の虐待の結果は、これだけの子どもを非行に赴かせている。

2. 社会から暴行を受けた被害と非行・犯罪

(1) 他人から暴行を受けた被害と非行・犯罪

他人から暴行を受けた被害が被害者を犯罪に赴かせるることは広く知られており、上記の少年院在院者調査にも現れているが、厚生労働省が女性受刑者を対象にした調査では7割以上が18歳までに性的虐待を経験しているという。子どもは、自分に加えられる暴力を、大人の感覚以上にきわめてナーヴな心で受け止め、それを非行という形で投げ返していることが見えてくるではないか。

(2) 社会から暴行を受けた被害と非行・犯罪

日本のテレビは暴力番組を子どもの見る時間帯に遠慮なく流す。子どもは0歳からそれを見て育つ。小学校から子どもはいじめの被害と加害の中にいる。学校の授業は子どもの学習意欲をそぎ、前記した大人の商業主義によつ

て「普通の子」がボルノにのめり込み、売買春、麻薬、覚醒剤犯罪、そのための財産犯罪、暴力犯罪へとつながる。前記した最高裁家裁調査官研修所の調査¹³では重大犯罪を犯した少年の多くが「いじめられた体験といじめ体験の両方を持ち学校生活に意欲を失っている」。親を憎悪し、ゲームに没頭し、自暴自棄となって事件前に深い挫折感を抱いたり自殺を考え「追い詰められた苦しい状況を避けるために破壊的な方法しか思いつかず事件に至っている」。

テレビ報道は神戸の男児殺害事件、佐賀のバスジャック事件、池田小学校の児童殺傷事件を(NHKまでが番組を変更して長時間実況中継するなど)センセーショナルに報道し「何かでかいことをする」ことを少年や青年に誘惑して、そのたびに模倣を生んでいる。

子どもは社会の投げかけるこれらすべての心身への暴力を自己の深部に受け止め、非行・犯罪へと向かっていく。たとえ家族がその洪水の前に立ち塞がって子どもを守ろうとしても、ほとんど無力である。「反省すべきなのは、子どもだけでなく、子ども以上に、その子どもを産み育てて、そこに至らしめた社会」¹⁴なのである。

3. 子どもが暴力を返す

(1) 子どもはまず学校に暴力を返した

少年非行には戦後これまでに3つのピークがあった。

1951年、64年、83年で、この3つ[1あたりから、少年非行が変わってきたと、関係者が認識するようになってきた。「欠損とか貧困とかが非行の原因であった時代はもう過去のことである。……暴力的非行のものは……大部分は外見上正常な家庭の出の少年である」と言われるようになってきたのである。

83年のピークを中心に、少年非行は戦後最も大きな山を描くが、その先駆けとなったのが校内暴力で、81年に年間10,468の最高検挙人員を数えた。

偏差値教育で抑えつけられた子どもたちのうっくつした気分が、学校(中学・高校)という場で、暴力となって噴出した。筆者もいくつかの校内暴力事件を扱ったが、このときの暴力は、まず自分たちを圧迫する学校当局、教師に向けられ、校舎のガラスは割られ、なぜかトイレのドアが壊された。「一人で校内を歩けない」教師が多く、暴力は大きく見れば、生徒と学校側という様相を呈していた。これらの暴力は授業についていけない「できない子」群によって担われていた傾向があり授業がわからないままに置き去りにされる抗議という現在から見ればわかりやすく、建設的な要素をも含んだ行動だった。

一方「できない子」は家庭的に低所得層に属し、親のネ

グレクトや暴力にさらされるなどの傾向もあって、家庭に居場所がなく、いわゆる番長グループなどに集まってゲームセンターなどにたむろし、グループどうし、学校単位などの「出入り」も行われ、筆者の担当した事件では、現場となった中学の体育館の床が一面血に染まるという状況もあったが、これらの非行少年たちは「まじめな少年たちや関係のない大人には手を出さず、この点でも、一定の社会的なルールの内部にとどまった、了解可能な非行であったといえる。

非行少年らも、大人のつくっている社会に完全に背を向けてはいらず、筆者が担当した事件の少年らを自宅に集めて勉強をさせるなどすると喜んで参加し、その後問題なく社会人となっていました。

しかし、こうした非行に対して、学校側と警察の密接な連携関係ができて、いわば警察力で圧殺する体制が全国的に隙間なく行き渡るようになって、校内暴力はこのピーク限りでたちまち下火となり、以後はピークの10分の1程度で推移している。

(2) 子どもが「親」に暴力を返す

次に多発したのが家庭内暴力であった。有名な学者の家庭で、少年が祖母を殺した事件が世間に衝撃を与え、校内暴力のピークから2年遅れて83年にピークとなり年間1397件という最高検挙人数を示した。その後減少したが、校内暴力のように顕著には減らず、年間800件前後ずっと横ばい状態を続け、数年前からまた僅かではあるが増加傾向になっている。家庭内暴力は性質上暗数が多いことに注意しなければならない。

子どもによる家庭内暴力が受けられる対象は「一貫して母親がおおむね60%台を占めて最も高く、ついで父親が10%前後から16%で推移している」と犯罪白書¹⁵は分析している。

前記したように「虐待者の最も多いは実母」であるからなのか、前記した池田小学校事件の被疑者が言うように「家庭の中で最も弱い」母親に暴力が向けられるのか。暴力をふるうのは一貫して中学、高校生が多く、子どもに体力が出てきた年齢である。同年齢でも有職者は非常に少ないことは、少年でも家族から相対的に独立性が高いことが一因ではないか。考えさせられる。

(3) 子どもが子どもに暴力を返す

家庭内暴力と入れ替わるように、2年遅れでピークを迎えたのがいじめである。子どもは、母親よりさらに弱い「子ども」に暴力を返すようになったわけである。

子どもの中でも力の弱い子が標的にされるのは当然で、取締り強化後警察が把握する件数(補導人員)は翌年に半減し、その後は数分の1に減ったが、いじめは陰湿化

し、一般化した側面もある。被害児が自殺するなどしないかぎり、警察はもとより、学校、親さえも気づかなかつた事例が何件も報道されている。

児童相談所長が、いじめは子ども虐待とはあらゆる点で非常な類似性があると指摘した論文¹⁴⁾がある

(4) 子どもが社会に暴力を返す

前記した大人の商売によって、少年の性犯罪、麻薬、覚醒剤犯罪が、ごく普通の高校生、中学生までに蔓延している状態になって久しい。その過程で、財産犯・暴力事犯を併発する。最近急増している非行は恐喝である。

大人は一方で、警察による取締りを強化し続け、少年非行は、学校などの大きなもの、力のあるものや制度に向ける途を封殺され、社会全体の状況も、バブル経済が破綻し、大人社会自体に閉塞感とアパシーがみなぎる中で、少年非行は、発生数としてもまた増加傾向にある上、質として、かつて知らなかった様相を呈するようになっていく。97年の神戸事件は加害者となった少年という特異な1個人だけの問題でない。事件に共感する中学生からのファックスが何千枚も集まり、その9割は「反社会的な動機つまり反学校的メッセージに」共感し、「1割は『人と物との区別がつかない』ことに共感するもの」だったという。

17歳の少年が「死にたい。でもただ死ぬのはつまらない。社会の注目を集め、英雄になってからだ!」とバスジャックをした上、無抵抗の老婦人を殺害した2000年の佐賀事件、今年になると小6の男児が「いじめられてむしゃくしゃして『住宅に放火し老人を死亡させた。社会を震撼させる少年事件が次々に起こっている。

恨みがあるわけでもなく、金品を奪う手段でもなく、ただ暴力をふるうことを自己目的とするかのような行為そして、それが無差別に、力の弱い年少者、老人や女、浮浪者などに向けられる。ただ力が弱く暴力をふるいやすいから。

これはもう、子どもの暴力が個々の具体的な対象にではなく、社会全体に向けられていることを示している。暴力の世代連鎖は、特定の家族内を越えて、社会全体の規模となってきていることを正視しなければならない。

III. 家族・子どもの暴力をどうするか

1. 児童虐待防止法と少年法=事後処理手段の限界

子どもへの虐待と子どもの非行への対策として、国は2000年に、二つの立法をした。一つは1947年に児童福祉法の制定によって不要となつたとして廃止された児童虐待防止法を手直しした「児童虐待の防止等に関する法律」で旧法に比べて国、地方公共団体に一般的な児童虐待の

早期発見と被虐待児の保護などの義務を課し、保護のための行政の権限を付与・強化するなどした。これに伴う通達や要項なども種々出されている¹⁵⁾。

他の一つは少年法の「刑罰化・厳罰化」改定である。

二法の詳細に立ち入る紙幅もないし、ここで言いたいのは、これらの立法が、いずれも、虐待や非行が起つたあとでの事後処理の方法に過ぎないことだ。

虐待防止法は、いったん虐待が起つた時、それ以上の被害を減じる措置についての立法であつて、しかもその有効性についても、早くも現場の児童相談所長から「抜け穴だらけ」と批判が出ている¹⁶⁾。

少年法は非行を厳重に罰することで、①その少年を長く社会から隔離して、少なくともその間、その少年が非行を犯すことができなくなる、②隔離中の教育でその少年の再非行を防止する(以上特別予防)、③厳罰の威嚇によって子ども一般が非行をしなくなる(一般予防)の三つの効果を期待しているのだが、確実なのは①だけである。社会からの長い隔離は、社会復帰を妨げて再犯率を却って上げる危険も伴う。②の再犯率(長く20%前半台で安定)が厳罰化でそれほど変わると専門家は考えていない。またいずれにしても再犯の問題で、新たな非行少年を生まない対策ではない。③については新たな非行少年を生まない対策として考えられたものだが、この発想は、非行を行おうとしている少年が、少年法を知っていて、厳罰を受けるなら非行をやめようと考える理性的な存在であることを前提としている。非行に走ろうとしている少年がそんなに理性的であるなら、何の問題もない。

とくに最近の「死ぬために犯行を犯す」「社会の注目を集めてから死ぬ」という、無差別で最もハードな事例のような犯行を防止することには何の効果もない。

これだけ深刻になっている子どもをめぐる暴力に対して事後処理型の社会では対応できることを、皆が早く気づかなければならない。

2. 真の防止対策とは

(1) 短期的対策

日本小児保健協会が今年5月に発表した幼児健康度調査で母親の33.4%が育児に困難を感じている¹⁷⁾。子ども虐待が核家族化で孤立して育児の協力者がいない親によって起こされ、そのような親と必要な親子関係を持てない子によって非行が犯される側面に着目するなら、大家族には戻れないし、戻るべきだとは言えない今の時代では、大きな家である社会全体が、意識して子ども全体のある

べき親にならなければならない。

a 親への育児支援

外国ではコミュニティの活動として定着している所もあるようだが、日本では始まったばかりで、現在活動している団体に、自治体主導設立の「公的機関型」、児童福祉関係者のよびかけた「半官半民型」、病院の事例検討等から始まった「病院型」、民間団体の4タイプがあり²⁴⁾。法務省関係の「更生保護婦人会」による「子育て支援地域活動」もあるという²⁵⁾。参加している援助者から、資金、専門家・人材面での困難から、公的援助を求める声に加えて「虐待の問題を母子関係に原因を求め、犯人探しをくり返す姿勢を改める」「虐待を受けた子の心のケアに関するシステム」等、多様な問題提起がされている²⁶⁾。自由な民間団体のボランティア活動の伝統の弱いこの国で、これが真の虐待防止の効果を上げるのか、官庁の出先機関として形式的な存在に終わるのかは今後にかかっている。

b 子どもへの成長支援

子どもを対象に幸福な成長を支援することを直接の目的とした大きな民間運動があることは聞かない。各地の子ども会やスポーツチームなどがそれなりの役割を果たしているのだろうが、上記のような非行の主体となり客体となる危険に直面している現在の子どもにはより突っ込んだ支援が必要だ。この点で参考になるのが犯罪に悩むアメリカでの取り組みだ。「子どもを犯罪者にさせないための大人の役割」は何かを明確に意識してのボランティア活動は、まず、親を集めて「子どもに怒鳴るな、うるさく小言を言うな、非難するな、殴るな、子どもが何をしているかを把握して、子どもを信頼し、一緒に考える」ことを教育する。子どもを集めて「怒りを抑制させる方法」をきわめて具体的に教える等々からはじまって、学校の安全対策やマスコミ報道までさまざまなレベルでのユニークな発想が、時には行政、司法をも巻き込んで実施に移されている²⁷⁾。

筆者が特に勧めたいのは「ティーンコート」で、裁判長だけをプロの法曹が勤め、検察官、弁護人、陪審員はかって非行を犯した少年で、公開の裁判をする。この過程で少年たちは、犯罪を犯すとはどれほど大変なことなのか、被害者の苦しみはどれほどなのかを実地に知る。外国では同じく修復的司法・和解モデル等と呼ばれ、地域の代表を交えて加害者と被害者が話し合うシステムも青少年犯罪に多く使われ、同じ効果をあげている。こうした法廷を開いて、関係者以外の子どもにも傍聴をさせることも勧めたいのである。

(2) 長期的なそして真の対策

しかし、これらの対策は、根本的な対策ではない。親達

は、自身未成熟で、不幸な生育歴を背負って、不幸な抑圧の中にいることは上記1.の(1)の5で要約したとおりだ。子どもはその親のネグレクトや暴力(言われている虐待だけではない。関係者の中には「熱通りに過剰適応している子どもも虐待環境にいるのでは」との声もある²⁸⁾)と、親が受けていると同じ、あるいは同じ以上に社会からの暴力を受けていることを上記で見てきた。

「少年非行は社会を映し出す鏡」と言われる。その鏡に映った今の日本の社会は、上記のようにおどろおどろしい。人が人間を愛し、尊重することのできる社会をどうしたらつくれるか、が今われわれに問われていることを痛感する。

<注・参考文献>

- 1) 朝日新聞 2001 4月12日付
- 2) 全国児童相談所長会 1997 「全児相」通巻26号別冊
- 3) 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 2001 「首都圏一般人口における児童虐待の疫学調査報告書」
- 4) 全国養護施設協議会調査部 1994 「全国養護施設に入所してきた虐待児童とその親に関する研究報告書」
- 5) 池田由子 1997 「児童虐待の病理と臨床」 pp.69-72 金剛出版
- 6) 読売新聞 2001 6月2日付
- 7) 朝日新聞 2001 5月5日付
- 8) 澤口俊之 2001 「知育一辺倒に危険の芽」[朝日新聞] 2001年8月15日付
- 9) 宮台真司・香山リカ 2001 「少年たちはなぜ人を殺すか」 p.12 創出版社
- 10) 法務省法務総合研究所 1998 「犯罪白書—少年非行の動向と非行少年の処遇—」
- 11) 朝日新聞 2001 4月5日付
- 12) 朝倉喬司・切通理作、2001 対談「何も解明されない」[宮崎勤裁判]「判決の不毛さ」[論座] 2001年9月号: pp.131-2
- 13) 賢知新聞 2001 6月16日付
- 14) 2001 法務省法務総合研究所「研究部報告」11.
- 15) 読売新聞 2001 4月14日付
- 16) 後藤弘子・浅川道雄 1997 対談「非行は社会を写し出す鏡」[中浅川発言部分 後藤弘子編]「少年犯罪と少年法」 p.151 明石書店
- 17) 森武夫 1981 「暴力の世代」兼頭吉市編著「少年の暴力」 p.17 立花書房
- 18) 安部計彦 1998 「児童虐待といじめ問題」「児童虐待と子育てを考える会 REPORT III」: pp.30-33
- 19) 読売新聞 2001 5月2日付
- 20) 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所 2001 「厚生省子どもの虐待対応の手引き」
- 21) 財団法人日本児童福祉協会 1999 「子ども虐待対応の手引き」
- 22) 東京多摩児童相談所長佐柳忠晴 2001 「児童虐待 抜け穴だけの」[防止法] 朝日新聞7月16日付「私の視点」欄
- 23) 読売新聞 2001 5月3日付
- 24) 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 1999 「民間虐待防止団体活動状況調査報告書」児童虐待防止のネットワークをめざして
- 25) 高木俊彦 2001 「更生保護における「子育て支援地域活動」」[罪と罰] 38巻3号: pp.56-58
- 26) 矢部武 2000 「少年犯罪と闘うアメリカ」共同通信社

(いがらし・ふたば 弁護士・一橋大学非常勤講師)